



# 名古屋郷土二輪館



オートバイと自転車の個人資料館を見学します

開催日 2025年10月18日(土) 予備日 10月19日(日)

集合場所 日本ガイシホール南側・名古屋市スポーツ振興会館前

改修工事による休館中のため、駐車場及びトイレは使用できません。

受付 午前7時45分 から

ミーティング 午前8時 から。コース説明、注意事項、参加者紹介等。

解散 午後3時 頃

協賛金 500円以上当日現地でお支払いください。

昼食 タンタン麺熱烈一番亭



コース 距離: 46 km 獲得標高: 320 m

初級者向け

主要な通過・立ち寄り場所など

日本ガイシホール → 天白川堤防道路 → 千鳥橋 → 東海市しあわせ村 → 大池公園 → 東海市役所 → 長曾橋西 → 佐布里パークロード → 水の生活館前 → 深田脇交差点 → 草木交差点 → 名古屋郷土二輪館 → [昼食] → <折り返し・往路と同ルート> → 日本ガイシホール・解散

ルート図 <https://ridewithgps.com/routes/47248431>

観光ポイント かつて、愛知・名古屋は、オートバイと自転車の製造が盛んな地域でした。しかし、そのすべてが今はありません。

「名古屋郷土二輪館」は、館長の富成一也さんがオートバイと自転車の製造に関わった人々の証言を聞き、資料や現物をコツコツと収集してできた個人の資料館です。1階はキャブトンやトヨモーターをなどのオートバイ、2階はノーリツの自転車などが展示されています。郷土の二輪文化を知ることができる希有な場所です。

注意事項 ①人数制限(先着順) 3人

②個人の家を改修しての資料館であるため、多人数で訪れることができません。館長からも3人ぐらいまでにして欲しいと言われております。少ない人数ですが、ご理解願います。

③館長が2時間ほど展示物の説明やエピソードを話していただきます。きちんと説明を聞いていただける方が参加してください。入館無料です。

催行の可否 前日午後8時 までに掲示板でご案内します。

出発時に気象に関して警報が発令された場合は無条件で非催行とします。

問い合わせ 探訪担当 松下康英

緊急連絡 090-5101-8466



SHARE THE ROAD

「道路は譲り合って走りましょう」

申し込みは次ページ



## 申し込みページ

下記参加資格、コロナ対応を理解、承諾の上申し込み願います

→ 参加資格を承諾して「[参加申込](#)」します。

終了後、感想などを記入していただけると担当者の張り合いになります。

→ 「[思い出](#)」をクリックして書き込んでください。

終了後、探訪中に撮った写真・動画をアルバムに追加し、みんなで振り返りましょう

→ 「[アルバム](#)」をクリックして閲覧、写真追加ください。

## 参加資格

- ① 参加資格の内容を確認の上、参加資格承諾書の記入をしてください。
- ② 自己の責任においてサイクリングできる方（未成年は保護者の引率が必要です）。
- ③ ヘルメット、グローブの着用は必須です。
- ④ 自転車は十分な整備をして参加してください。
- ⑤ 運転技術以上のスピード走行は慎んでください。
- ⑥ 集団の流れにとらわれず各自で交通ルールを遵守してください。
- ⑦ 走行中、停止中を問わず車道では一列縦列を守ってください。
- ⑧ 危険回避は各自で行ってください。
- ⑨ 走行中は手信号で走行意思・注意を伝達してください。
- ⑩ 道路上での走行グループは5名程度とし、グループ間隔は10m程度以上開けてください。
- ⑪ 万が一、死亡・傷害その他事故損害が発生した場合の補償については参加者個人の責任において処理し、企画担当者および愛知県サイクリング協会の責任を一切問わないことに同意願います。
- ⑫ 企画担当者が必ずしも全てをサポートできないこともあります。各自で注意してください。
- ⑬ 参加者が多い場合は企画担当者をサポートできる方にサブリーダーをお願いすることがあります。
- ⑭ 前にコースを確認しておいてください。
- ⑮ 記入いただいた住所、氏名など参加者個人に関わる情報（個人情報）は、愛知サイクリング協会にて管理し、法令の定める場合、保険会社への連絡、協会からの各種ご案内に使うことがあります。参加者の許可なく第三者への提供や他の目的に使用しません。
- ⑯ 集合写真、スナップ写真など掲示板・FBに掲載する場合がありますので了解願います。

## コロナ対応

次の項目のいずれかに該当する方は参加を控えてください。

- ① 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）が陽性者との接触を表示した場合。
- ② 体調が良くない場合（例：発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合）
- ③ 同居の家族や身近な知人に感染を疑われている方がいる場合
- ④ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※参加者にコロナ感染者が発生した場合は、保険用の参加者リストを保健所に提出します。